

岐阜県教職員組合連絡会議

# 団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和2年7月30日 15:30～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 教職員課長 あいさつ
3. 岐阜県教職員組合連絡会議 議長 あいさつ
4. 要望にかかる質疑
5. 団体交渉の終了（17：00）

# 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和2年7月30日）

岐阜県教育委員会

## 1 賃金・待遇改善について

要 望 事 項	回 答
(1) 教職員の職務の特殊性や生活実態をふまえ、賃金を改善してください。【重点】	
<p>①新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済の縮小が心配されています。実体経済を下支えするとともに、教職員の生活を維持するように実質賃金の維持や上昇を図ること。</p> <p>②一時金の増額分は、期末手当にあてること。</p>	<p>職員の給与、勤務時間等については、民間事業所調査を踏まえて人事委員会から勧告がされます。県教育委員会といたしましては、人事委員会勧告を尊重する方針に変わりはなく、ご理解いただきたいと思えます。</p>
③「同一労働、同一賃金」の原則にしたがい、臨時的任用職員と任期付採用職員に対して2級表を適用すること。	<p>岐阜県では、現在は本務者を「教諭」「養護教諭」として格付けしており、臨時的任用職員や任期付採用職員を本務者と同様の任用格付けしておりません。そのため、学校長に対して、講師や養護助教諭に対しては職務内容に差をつける（校務分掌を配慮）ように指導しております。</p> <p>今後、「同一労働、同一賃金」の原則のもと、教諭と講師（養護教諭と養護助教諭）の職務内容の違いや他県の2級適用状況などを調査し、検討してまいりたいと思えます。</p>
(2) 手当について、以下のことを要望します。	
①教職調整額を実態に見合った額に増額すること。	<p>県教育委員会としても、国に対し、教員の勤務実態と大きくかけ離れた教職調整額の制度を実態に見合ったものに見直すよう要望しており、国への要望を継続していきたいと考えています。</p>
<p>②特殊勤務手当の増額と支給対象を拡大すること。</p> <p>例 生徒の引率を伴わない作品展等の作品搬入・展示作業、ボランティア活動への引率、学校の部活動以外の各種大会・競技会の引率</p>	<p>特殊勤務手当は、その勤務の特殊性を考慮して手当措置するものであることから、一定の要件のもとで支給されるものです。財政的負担を伴うものですので、慎重な検討が必要であり、国や他県の状況等を踏まえながら対応してまいります。</p>

## 2 労働条件の改善について

要 望 事 項	回 答
(1) 長時間勤務縮減のため、以下の要望をします。市町村教育委員会にも協力を強く要請してください。	
<p>【文書回答】</p> <p>①「教職員の働き方改革プラン 2020」が実効</p>	<p>働き方改革の実効性を高めるためには、教職員の勤務実態を正確に把握し、その状況に応じた改善策に繋げていくことが重要であると考えております。</p>

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和2年7月30日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
あるものになるよう、各学校で不断の見直し、検証、改善に努めるよう促すこと。	このため、事務局職員による学校訪問や校長面談などを通じて、取組状況の確認や確実な遂行の働きかけを行っているところです。 今後も引き続き、各学校において業務の見直しが進むよう促してまいります。
【重点】 ②業務量が変わらないまま、出退勤時刻の設定と強要がおこなわれています。業務量の削減をすすめるとともに、抜本的な教職員の増員をすすめること。	各校においてはここ数年の取組において一定程度の業務の削減が行われているものと認識しています。しかしながら、まだ十分とは言えない学校もあるところから、引き続き業務の見直しや業務分担の平準化を各校によびかけているところです。 また、県立学校においては業務アシスタントを、小中学校においては、スクール・サポート・スタッフを配置するなど、教員の負担軽減のための外部人材の活用を推進することにより、教職員の業務負担の軽減に努めていきます。
③勤務時間の虚偽申請を教唆する管理職を指導すること。	本県では、特例法の改正を受け、在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則で定めたところです。今後は、この在校等時間の上限を超えないようにするため、校務をつかさどる校長及び服務監督権者である教育委員会は、教職員の業務量の適切な管理をさらに徹底することが求められます。 この要望が事実であるとするなら管理職としてあってはならない対応ですので具体的に教えていただければ、個別に指導をいたします。
【重点】 ④時間外在校等時間短縮の目的は業務量の適切な管理であって、上限方針を守ることのみが目的化しないよう管理職を指導すること。	要望の通りであり、県教育委員会からは、業務の見直しや、勤務時間の適切な把握に基づいた業務の平準化について指導しているところです。
【重点】 ⑤1年単位の変形労働時間制を導入しないこと。	1年単位の変形労働制については、今年度の各学校の状況や市町村の意見等も踏まえながら、その導入について検討してまいります。
【重点】 ⑥「勤務時間の上限方針」は、上限までの時間外勤務を容認する恐れがあります。「原則として時間外勤務を命じないものとする」としている給特法が遵守されるように、各学校を指導すること。	時間外勤務を命ぜられるのは、超勤4項目に該当する場合のみであり、このことについては各学校において徹底されているものと考えています。 なお、本県においては、時間外勤務命令に基づく業務以外の時間も含む「在校等時間についての上限」を定めているところですが、これについても上限までの勤務することを推奨しているものではなく、これを超えている者がいる現状を踏まえ、業務の見直し、平準化について指導しているところです。
【重点】 ⑦「月100時間、年720時間」の時間外在校等時間を適用する「臨時的な特別の事情」を明確に示すこと。	「臨時的な特別の事情」については、具体的事案の内容に応じて判断していくこととなりますが、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合や、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務などが想定されます。

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和2年7月30日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
⑧勤務時間の正確な把握のために、業務とそうでないものの明確な基準を示すこと。	従事する業務が校務としての性質を有するものか、否かが在校等時間に含むか否かの判断基準となります。 なお、県立学校では出退勤管理システム（勤次郎）に勤務時間として入力すべきものとそうでないものについて、一定の基準を示し、各学校に周知しています。
⑨全教職員が差異なく勤務時間制度（勤務の割振り）を活用できるよう、教職員間の業務の平準化の指針を示すこと。	管理職が業務の平準化や効率化を図ったり、勤務時間の割振りを適切に行ったりすることで、全ての教職員が元気に児童生徒と向き合い、職務が遂行できるよう対策の一層の充実を図っていきけるように管理職に対して促していきます。
<p><b>【重点】</b></p> <p>⑩勤務時間制度（勤務の割振り）が実効あるものとなるよう実態を把握し、改善を図ること。</p> <p>・何を割振り項目とするか組合と運用の協約を結ぶこと。</p> <p>例 管理当番、挨拶当番、通学指導、スクールバスの添乗、当初より予定されている学校行事にともなう超過勤務、予定されていた会議の勤務時間外への延長・PTA 関係など勤務時間外の諸会議、地区懇談会・地域の行事等への参加、保護者対応、修学旅行時の駐車場対応、校内に部のない競技の引率</p>	<p>令和2年4月1日に、県立学校教員の勤務時間制度の運用に関する要領を制定し、勤務時間のスライド、週休日の振替、4週間単位の変形労働時間制の運用について県立学校へ通知したところです。</p> <p>勤務時間制度を有効活用して、教職員の業務都合に合わせた柔軟な勤務時間の設定を行い、時間外在校等時間の抑制を図れるように、管理職に周知していきます。</p>
⑪管理当番を廃止すること。	学校における業務の見直しの中で管理当番業務についても課題として認識しております。 その廃止に向けて、電子錠やキーボックスの設置、電子メールによる欠席連絡の受付体制の整備を進めているところです。
<p><b>【重点】</b></p> <p>⑫勤務時間の終了時のチャイムを導入すること。</p>	勤務時間の終了時のチャイムは教職員が正規の勤務時間を意識するとともに、時間を意識しながら業務を進めていく上で有効な方途であると考えます。実際に、勤務時間の終了時に音楽やベルを鳴らす工夫をしている学校もあります。こうした好事例を校長会や服務監督権者である市町村教育委員会に紹介していきます。
<p><b>【重点】</b></p> <p>⑬勤務時間終了後は留守番電話対応とすること。</p>	すでに留守番電話対応としている県立学校や市町村立学校もあり、保護者や地域の方に理解を得ながら進めております。これも時間外在校等時間の抑制を図れる好事例の一つとして校長会や服務監督権者である市町村教育委員会に紹介していきます。
⑭45分間の休憩を教職員が取れるようにすること。	全ての教職員が休憩時間を確保できるよう校長会等で周知していきます。

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和2年7月30日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p><b>【重点】</b> ⑮小中学校における「研修校」「実習校」において教職員に過度の負担を与えることがないように対策を立てること。</p>	<p>研修校や実習校は、本県の教育の発展に貢献してきたものの、一般の学校に比べ、時間外勤務時間が長くなっていることなどを踏まえ、時代の変化に合わせて見直していく点もあると認識しています。</p> <p>このため、教育実習の受入れに関し、岐阜大学及び岐阜市教委等と協議し、実習生の担当を各教員1人以内とするなど改善を行いました。</p> <p>今後も各学校の実態の把握・分析を行い、研究授業や研究発表会の改善を進めていく予定です。</p>
(2)	新型コロナに関して、以下の要望をします。市町村教育委員会にも協力を強く要請してください。
①感染症対策としての早期出勤等について適切に勤務の割振りをおこなうこと。	勤務時間制度を有効活用して、教職員の業務都合に合わせた柔軟な勤務時間の設定を行うよう、管理職に周知していきます。
②教職員が本来の業務に専念できるよう、感染症対策としての清掃・消毒作業等は外部人材の活用や外部委託を進めること。	今般の新型コロナ禍への対応としては、国のマニュアルに則って教室内の密を避ける工夫を行うなどにより、学校における感染拡大防止に努めております。また、国補正予算を活用し、施設の衛生管理等の業務をサポートする外部人材の活用を進めているところです。
<p><b>【重点】</b> ③学校現場からの意見を聴取して感染症第2波に備えての対応マニュアルを作成するとともに、学校現場を支えるための人的・物的支援について計画し、事前に教職員に周知すること。</p>	<p>「岐阜県 学校における新型コロナウイルス感染症対応&lt;学校再開ガイドライン&gt;」は、感染レベル2・3を想定した内容であることから、第2波に対応できるマニュアルとなっております。また、文科省のQ&amp;Aや「学校の新しい生活様式」、学校現場の意見等を踏まえた各種対応（熱中症対策、部活動再開等）を県立学校、市町村学校へ随時通知し、学校再開ガイドラインの実践的な運用につなげてまいりました。</p> <p>また、国の予算を活用し、学校現場を支えるための学習指導員、スクールサポートスタッフ、SC及びS相談員等の人的支援や、デジタル教材の整備、オンライン授業の実施に必要なICT環境の整備、感染症対策備品等の物的支援について事業化するとともに、市町村教育委員会を通じて各学校に周知し、ニーズに応じて対応しているところでございます。</p>
<p><b>【重点】</b> ④「20人以下学級」を目標に、空き教室の活用等で一教室当たりの児童生徒の数を減らし、少なくとも35人を超える学級を大至急なくすこと。 また、学校統廃合計画は白紙に戻すこと。</p>	<p>今後、更なる少人数学級の実施に向けては、教員の大幅な増加が必要となります。毎年度の教員定数は国の法律、予算に基づいて配分されるものであり、国の責任において進められるべきものであると考えておりますので、国の検討状況を注視し、国への改善要望を継続していきたいと考えております。</p> <p>なお、市町村立小中学校等の統廃合に関する方針については、設置者である市町村教育委員会において適切に検討されるものと考えております。</p>
⑤学校での感染を防ぐため、教職員と児童生徒の感染検査体制を作ること。	感染者が判明した場合、保健所により検査対象者の把握等や検査等が実施されます。各学校内において、保護者、児童生徒及び教職員との連絡調整により、円滑な受検体制の整備に努めてまいります。
<p><b>【重点】</b> ⑥オンライン授業は、すべての保護者・児童生徒・教職員の合意を得られるよう丁寧に導入すること。導入にあたっては、すべ</p>	<p>オンライン授業をはじめとするICTの利活用の効果を、教職員はもとより、児童生徒や保護者と共有し、必然性をもって導入していく必要があると考えております。</p> <p>実際の導入については、県立学校では、オンライン授業で使用する回線を1学年3回線に増強するほか、国の補正予算を活用し、学習支援ソフトが入ったタブレット端末を生徒一人一台配備することで、生徒が端末から提出した課題を教員がリアル</p>

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和2年7月30日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p>での児童生徒がネット環境を享受できるように整備をすすめること。</p>	<p>タイムに確認し、アドバイスや添削を実施するなど、双方向型学習の充実を図ってまいります。</p> <p>市町村立学校の児童生徒のネット環境については国事業「GIGAスクール構想の実現の加速」により急速に整備が進められているところですが、県として、オンライン授業等、ICTを活用した教育に関する「ICT教育相談窓口」設置し、市町村や学校の相談受付・支援をするとともに、教職員を対象にオンライン授業や動画配信の研修を計画しています。</p>
<p>⑦教員の在宅勤務を支援するため、ハード・ソフト両面の環境整備を進めること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の予防のための在宅勤務については、令和2年2月28日付け教総542号、教職第1057号において、職員の在宅勤務を認める特例措置を講じました。</p> <p>今後も新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、適切に対応してまいります。</p> <p>県立学校の校務用パソコンについては、個人情報を持ち出さないことを条件に、所属長の許可を取ったうえで、自宅に持ち帰ることを認めています。</p> <p>また、自宅にパソコンおよび通信環境がある職員については、CMS キャビネットと呼ばれるファイル交換システムを使って教材などのデータを取り出し作業することが可能です。</p>
<p>⑧児童生徒と向き合う時間を確保するためにも研修・研究会を削減すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症防止のための「3密回避」に加え、少しでも目の前の児童生徒に向き合うことができるよう、いくつかの研修や研究会について、今年度に限って中止を決定したり、文書代替で行えるものを選び出したりして、研修や研究会の簡略化を図っています。</p> <p>経年研修及び職務研修の日数の削減やTV会議システムやWeb会議システムを導入することで、受講する先生方が学校で児童生徒と向き合う時間を確保できるようにしています。</p>
<p>(3) 労働安全衛生体制と教職員の病休・休職について、以下の要望をします。 市町村教育委員会にも協力を強く要請してください。</p>	
<p>①市町村の総括安全衛生委員会においても、過重な業務やパワハラ、ストレスチェックなどについて、より踏み込んだ論議をおこない、教職員の労働安全衛生環境の向上と再発防止を推進すること。</p>	<p>県教育委員会では、総括安全衛生委員会において、過労死等防止啓発月間の取り組みやストレスチェック結果などについても取り上げ、教職員の労働安全衛生環境の向上に努めています。</p> <p>小中学校については、設置主体である市町村が主体となって実施すべきと考えますが、教育事務所を通じて県の実施状況等の情報提供をするなど、総括安全衛生委員会の活用を促してまいります。</p>
<p>②小中高特支すべての学校に安全衛生委員会を設置すること。 また、設置義務のある学校での安全衛生委員会の開催・運営実績を把握すること。</p>	<p>県立学校については、原則月1回安全衛生委員会を開催し、その結果を報告するよう指導しており、今後も開催、報告について働きかけてまいります。</p> <p>小中学校については、設置主体である市町村が主体となって実施すべきと考えますが、教育事務所を通じて県の実施状況等の情報提供をするなど、安全衛生委員会の設置と体制整備を促してまいります。</p>

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和2年7月30日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
③小中高特支すべての学校でストレスチェックを実施することや、教職員の実施率をあげる工夫をすること。	<p>県立学校については、すべての学校でストレスチェックを実施しており、今後もストレスチェックについての理解を深めるとともに、受検期間中の働きかけにも努めてまいります。</p> <p>小中学校については、実施主体である市町村が主体となって実施すべきと考えますが、教育事務所を通じて県の実施状況等の情報提供をするなど、実施率向上を促してまいります。</p>
(4) 年次有給休暇や特別休暇等を取得しやすくするために、以下の要望をします。	
<p><b>【文書回答】</b></p> <p>①長期休業中における「勤務場所を離れての研修」の活用を促すこと。</p>	<p>教育公務員特例法に定められている「勤務場所を離れての研修」については、県民からあらぬ誤解を受けることがないように、適切に運用する必要があると考えています。</p> <p>なお、年次休暇や特別休暇の取得に係る項に、この要望があるのはそぐわない印象を受けます。</p>
②学校閉庁を行わない学校においては、管理当番が廃止されるまでの間、一般教員が当番を行わない期間を設けること。	<p>学校における業務の見直しの中で管理当番業務についても課題として認識しております。</p> <p>その廃止に向けて、電子錠やキーボックスの設置、電子メールによる欠席連絡の受付体制の整備を進めているところです。</p>
(5) 定年延長の検討にあたっては、延長された期間の給与が現在の60歳給与より引き下げとならないように、国に要望してください。	<p>定年延長の制度設計にあたっては、国の今後の動向を注視してまいります。</p> <p>なお、昨年度、国に対して60歳超職員の給与を引き下げないように意見を提出したところです。</p>